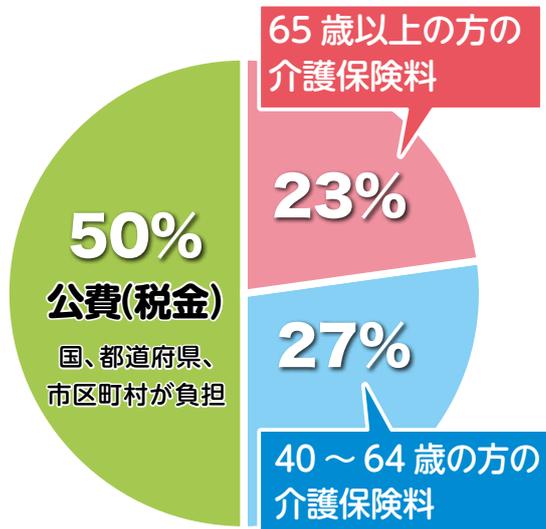


# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。  
介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険料の負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。  
平成30年度から65歳以上の方の負担割合は22%から23%、40～64歳の方の負担割合は28%から27%に変更されました。



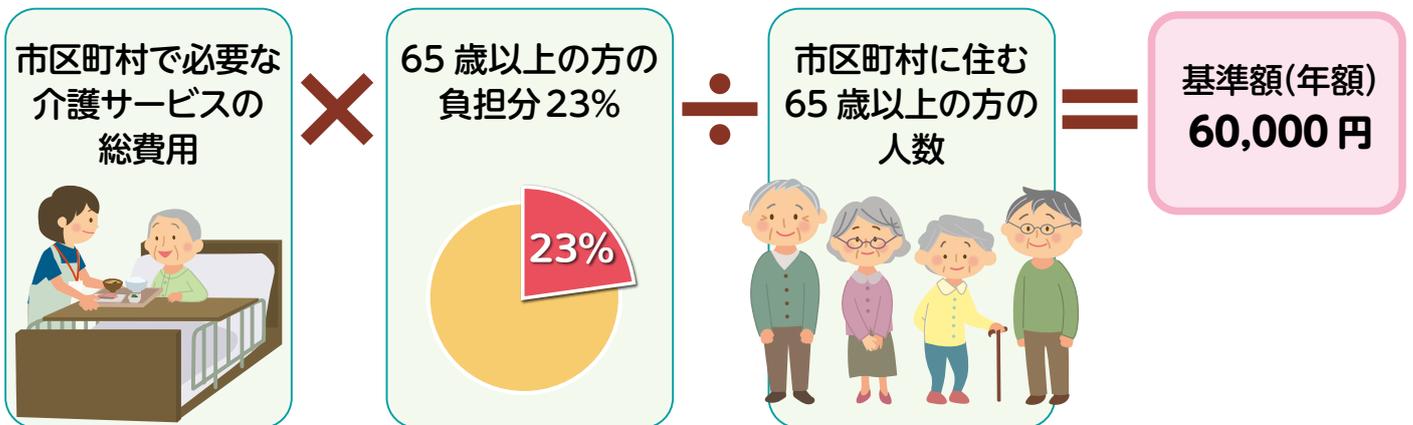
▲介護保険の財源の内訳  
(令和3～令和5年度)  
(このほかに利用者負担分があります)



## 65歳以上の方の介護保険料の決めり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決めり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。  
介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービスの種類

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決めり方・納め方

あなたの介護保険料を確認しましょう

吉田町の令和3～5年度の介護保険料の基準額 60,000円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、10段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.30	18,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50	30,000円
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.70	42,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	54,000円
第5段階	80万円超の方	基準額 × 1.00 (基準額)	60,000円
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.20	72,000円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	78,000円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	90,000円
第9段階	320万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.70	102,000円
第10段階	500万円以上の方	基準額 × 1.80	108,000円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。納め方は受給している年金<sup>\*</sup>の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

<sup>\*</sup>受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。



口座振替が便利ね

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

- 手続き**
- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
  - 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



年金が年額**18万円以上**の方  
→ 年金から**【天引き】**になります



- 特別徴収**
- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。
  - 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。

**!** こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れないよう納期限までに納めましょう。

**納期限を過ぎると** 督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

**1年以上滞納すると** 利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

**1年6カ月以上滞納すると** 引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

**2年以上滞納すると** 上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

**納付が難しい場合は** 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は市区町村の担当窓口にご相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

介護保険料のしくみ

サービスの利用の手順

介護サービスの

介護予防サービスの

地域密着型サービスの

福祉用具貸与・購入・住宅改修

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方